

## ■ 大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) の誕生

守屋 文葉 (もりや ふみよ / 国立情報学研究所 学術基盤推進部 図書館連携・協力室)

平成23年4月1日に、「大学図書館コンソーシアム連合」(略称、JUSTICE: Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources、以下、JUSTICE)が誕生しました。

JUSTICEは、国公私立大学図書館協力委員会(以下、協力委員会)と国立情報学研究所(以下、NII)との間で平成22年10月13日に締結された『連携・協力の推進に関する協定書』の趣旨に基づき発足した、国立大学図書館協会コンソーシアム(以下、JANULコンソーシアム)と公私立大学図書館コンソーシアム(以下、PULC)とのアライアンスによる新たなコンソーシアムです。JUSTICEの発足に伴い、JANULコンソーシアムとPULCをあわせた500近い参加機関がJUSTICEの参加機関となっており、世界でも有数の大規模コンソーシアムが日本に生まれることとなりました。

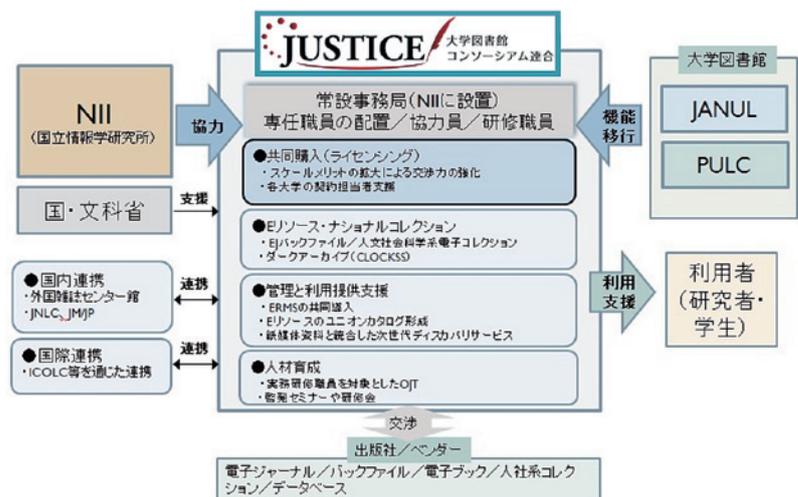
電子ジャーナルをはじめとした学術情報を安定的・継続的に確保・提供するにあたって、解決が容易でない種々の課題に対処するためには、既存のコンソーシアムによる取り組みをさらに発展させる必要があるとの共通認識が、大学、図書館、国レベルで醸成されたことが誕生の背景にあり、JUSTICEの活動の重点は、わが国の学術情報基盤の整備に貢献することをミッションとして、喫緊の課題である電子リソース共同購入のための出版社交渉を強化することに置かれています。しかしそれだけではなく、ナショナルコレクションの拡充、長期保存とアクセス保証、管理と提供、人材の育成といった種々の活動も並行して進めるべく計画しております。

なお、このような活動・計画を推進する上で、今回の連携にNIIが加わっていることの意味は非常に大きく、NIIと大学図書館の連携で従来から推進されてい

た機関リポジトリ構築・連携支援事業やSPARC Japan等の事業にJUSTICEが加わったことで、学術情報流通の問題を解決するための多面的な取り組みの基盤ができつつあるといえます。

JUSTICEの運営は、協力委員会とNIIによる連携・協力推進会議のもとにおかれた、運営委員会と事務局が実質的な活動の母体となって行われます。運営委員会は、図書館の管理者を主なメンバーとする運営委員会委員と実務担当者がメインの協力員で構成され、国公私立大学図書館から幅広く参加していただく形となっています。また、コンソーシアム内外の窓口となる事務局は、NIIの学術基盤推進部内に新設された図書館連携・協力室が担い、国立、私立大学から集まった3名の図書館職員が日々業務を行っています。

このように、JUSTICEは、国立公立私立の壁を越え、日本の大学がNIIと緊密に連携をはかり、一丸となって大きな問題に立ち向かうことを体現するような画期的な取り組みです。図書館の皆様、また日本の学協会の皆様におかれましては、JUSTICEへのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



JUSTICEの業務(概念図)